

# 林地開発許可申請にあたって

# 1 林地開発許可制度とは

森林を乱開発から守るとともに森林の土地の適正な利用を図ることを目的とし、1ヘクタールを超える森林を開発（太陽光発電設備の設置を目的とする開発の場合は0.5ヘクタールを超える森林を開発）するときは、知事の許可を受けなければならない制度です。

## 1 許可を受けなければならない森林

森林法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象とされている森林です。ただし、森林法や海岸法で指定された保安林や海岸保全区域内の森林は、除かれます。

なお、保安林などで行う開発行為については、別に保安林などについての手続きが必要です。

## 2 許可を受けなければならない開発行為

この許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、人格、時期、実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものをいいます。

- (1) 道路だけをつくる場合は、幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3メートルを超え、かつ、その開発行為に係る森林面積が1ヘクタールを超えるもの
- (2) 太陽光発電設備を設置する場合は、その開発行為に係る森林面積が0.5ヘクタールを超えるもの
- (3) その他の場合は、その開発行為に係る森林面積が1ヘクタールを超えるもの

## 3 許可制の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制の対象外とされています。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合（国又は地方公共団体とみなす法人はp. 63参照）
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合（農林水産省令はp. 58参照）

ただし、(1)及び(3)の場合は、開発行為に着手する前（他法令の許可等の申請と同時）に知事とその開発行為についての連絡調整が必要です。

## 4 許可の基準

開発行為が、次の4つの基準のすべてに当てはまると認められたとき、許可されます。

### (1) 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

### (2) 水害の防止

森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、水害を発生するおそれがないこと。

### (3) 水の確保

森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。

### (4) 環境の保全

森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

## 5 注意事項

無許可で開発した場合や許可条件に違反した場合などは、中止や復旧を命ぜられることがあり、悪質な場合には三年以下の懲役又は300万円以下の罰金が課せられますので、ご注意願います。

### <参 考>

#### 1 地域森林計画の対象とされている森林の区域

県内の森林は、ほとんど地域森林計画の対象とされていますが、県庁林政部林政課又は各農林事務所に備えられている森林計画図により確認してください。

#### 2 森林の土地の所有者となった旨の届出等 (p. 56参照)

地域森林計画の対象となっている森林で、新たに当該森林の土地所有者となった者は、市町村長に届出書を提出しなければなりません。

ただし、国土利用計画法の規定による届出をしたときは、この手続きは不要です。

#### 3 伐採及び伐採後の造林の届出 (p. 55参照)

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ（伐採を開始する日前90日から30日までの間）市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければなりません。

ただし、林地開発許可を受けて伐採する場合等は、この手続きは不要ですが、連絡調整の場合 (p. 2の3参照) は必要となります。

## 2 林地開発許可申請の留意事項

### 1 申請の前に留意すること

#### (1) 機能の高い森林の保全

##### ア 開発行為を避けるべき森林

次に掲げる森林は、原則として開発（造成）区域に含めないこと。

- (ア) 保安林、保安施設地区及びこれらの指定予定の森林
- (イ) 県営林（県有林、県行造林）
- (ウ) 林道の利用区域、造林、間伐その他林業関係の公共投資が行われた森林
- (エ) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の森林

##### イ 開発行為の審査が特に慎重に行われる森林

次に掲げる森林は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、森林の現に有する公益的機能を維持するための必要な対策がされているか、特に慎重に審査が行われること。

- (ア) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (イ) 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林区域内に存する森林

#### (2) 林地開発許可申請書は、「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」（平成12年岐阜県規則第44号。ただし、岐阜市、大垣市、多治見市、各務原市、可児市及び高山市は、同規則の対象外となりますので、土地開発をする場合は別途各市にお問い合わせください。）に基づく事前協議が成立した後、関係する他の許認可申請と同時に提出してください。同規則の適用除外のものは、他の許可申請と同時に提出してください。

#### (3) 開発行為の施行の妨げとなる権利（所有権、地上権、賃借権等）を有する者の同意が必要です。

### 2 開発行為の要件

#### (1) 次のすべての事項に該当すること及び申請に係る開発行為を確実に行うことが求められます。

ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うこと。

イ 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。

「開発行為の妨げとなる権利」とは、事業地内において保全処分の対象となるもの（土地に係る権利）及びその他知事が必要と認めるもの（隣接地、水利組合、生産森林組合等の当該開発行為により特に必要と認められるもの。）をいう。

注1： 「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると思われる場合を指します。

なお、このことについては、申請するときの要件であり、許可する時点においては全員

の同意を得ていることが必要です。

注2： 鉱業権については、鉱業権者は、現実に当該鉱物の採掘・取得をする場合には、改めて当該鉱物の存する土地について、所有権その他の権原を取得する必要があるため、鉱業権が設定されているという事実のみをもって施行の妨げとなる権利が存すると判断する必要はないと解されています。（改訂 林地開発許可制度の解説 …一問一答… P.71 問3参照）

仮に、林地開発許可区域と鉱業権の設定区域が重複しており、林地開発事業者と鉱業権者との間にトラブル（林地開発事業者による鉱物の盗掘等）が発生したような場合であっても、林地開発事業者が鉱業法違反となる可能性はありますが、森林法としては対応できない問題であり、林地開発許可の可否を問われるようなものではありません。

ウ 開発行為または開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該許認可等の申請をしていること。

エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があること。

(2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを斟酌<sup>しんしやく</sup>して決められたものであること）。

(3) 開発行為の計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連を明らかにすること。

(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置を適切に行うこと。

注： 「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の状態に回復することに固執することではなく、造林の実施を含めて従前の効用を回復するための措置を取ることを行います。

(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように、適切な配慮をすること。

注： 例えば、開発行為により道路が分断される場合には付け替え道路の設置計画を明らかにし、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮していることなど。

(6) 開発行為に係る事業の目的に即して、土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことがないように適切な配慮をすること。

注： 例えば、地域住民の生活への影響の関連からみて、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係市町村等と環境の保全に関する協定を締結していることなど。

(7) 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、または隣接して残置することになる森林、または緑地で開発行為にかかる事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し、または造成した森林、または緑地を善良に維持管理すること。

注： 「善良に維持管理すること」とは、残置または造成する森林または緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、関係市町村等との間で森林または緑地の維持管理につき協定を締結していること等を言いますが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内

に残置または造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとします。

### 3 申請書の手続き

- (1) 申請書及び添付図書は正1部、副1部提出してください。
- (2) 申請書等の提出先は、原則として開発行為をしようとする森林の所在する市町村を管轄する農林事務所ですが、その他の地域の農林事務所及び県庁森林保全課でも、申請書の受付は行っています。

### 4 審査の内容

- (1) 開発を行うことが確実であるかどうか。(計画内容の具体性、同意、他法令の許認可、信用・資力等)
- (2) 必要最小限度の面積であるか。
- (3) 大規模で長期にわたる場合は、全体計画との関連が明白になっているかどうか。
- (4) 一時的利用(資材置場など)の場合には、利用後の措置は適切か。
- (5) 周辺の森林経営に著しい支障を及ぼさないか。
- (6) 周辺の地域住民の生活や産業活動に悪影響を及ぼさないか。
- (7) 残置する森林や、新しく造成する森林が将来とも適切に維持・管理されるか。
- (8) 切土、盛土、捨土などの方法が適切か。
- (9) 防災えん堤、排水施設、貯水池などの設置が適切か。
- (10) 残置する森林や、新しく造成する森林・緑地の面積や位置は適切か。

### 5 河川狭小部(ネック点)の選定について

開発事業者が河川狭小部の選定を行う

放流経路 ①:〇〇水路 → ②:〇〇川 → ③:〇〇川 → ④:〇〇川

| 放流先 | 河川管理者    |
|-----|----------|
| ①   | 〇〇土地改良区  |
| ②   | 〇〇町長     |
| ③   | 〇〇市長     |
| ④   | 〇〇土木事務所長 |

放流先の河川管理者へそれぞれ協議する。

(ネック点を管理する河川管理者への協議例文)

〇年〇月〇日

河川管理者  
〇〇〇〇〇長 様

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

河川狭小部の選定について

林地開発行為に伴いピーク流量が増加することにより、放流先河川等においてピーク流量を安全に流下させることのできない地点について、次のとおり選定しましたので、協議します。  
加えて、洪水調整池の確率年を30年としてよいか合わせて協議します。

記

- 1 開発事業の概要(所在場所、目的、事業区域面積)
- 2 放流先の検討(放流経路、調査範囲、調査地点、縦横断面計測、狭小部の決定)  
関連図面を添付

(その他河川管理者への協議例文)

〇年〇月〇日

河川管理者  
〇〇〇〇〇長 様

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

河川狭小部の選定について

林地開発行為に伴いピーク流量が増加することにより、放流先河川等においてピーク流量を安全に流下させることのできない地点について、次のとおり選定しましたので、協議します。

記

- 1 開発事業の概要（所在場所、目的、事業区域面積）
- 2 放流先の検討（放流経路、調査範囲、調査地点、縦横断面計測、狭小部の決定）  
関連図面を添付

### 河川管理者の狭小部の同意

(ネック点を管理する河川管理者の同意例)

〇〇第〇〇号  
〇年〇月〇日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 様

河川管理者  
〇〇〇〇〇長 印

河川狭小部の選定に関する同意について

〇年〇月〇日付けで申請のありました下記の選定箇所及び洪水調整池の確率年については、異議ありません。

記

- 1 河川狭小部 〇〇河川 A-4 地点

(その他河川管理者の同意例)

〇〇第〇〇号  
〇年〇月〇日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 様

河川管理者  
〇〇〇〇〇長 印

河川狭小部の選定に関する同意について

〇年〇月〇日付けで申請のありました下記の選定箇所については、異議ありません。

記

- 1 河川狭小部 〇〇河川 A-4 地点

## 6 林地開発許可申請書等の作成上の留意事項

(1) 林地開発許可申請書等の作成は、林地開発審査基準に基づき、原則としてp. 13の「申請書類の規格等」により作成してください。

(2) 「申請書類の規格等」に使用されている主な用語の意味は、次のとおりです。

- ① 「**開発区域**」とは、開発行為をしようとする土地の区域のことをいいます。
- ② 「**開発行為をしようとする森林**」とは、開発行為に係る森林及び残置する森林のことをいいます。（即ち開発区域に含まれる森林のことです。）
- ③ 「**開発行為に係る森林**」とは、土地の形質の変更等（土地造成、土石・樹根の採掘など）を行う森林のことをいいます。

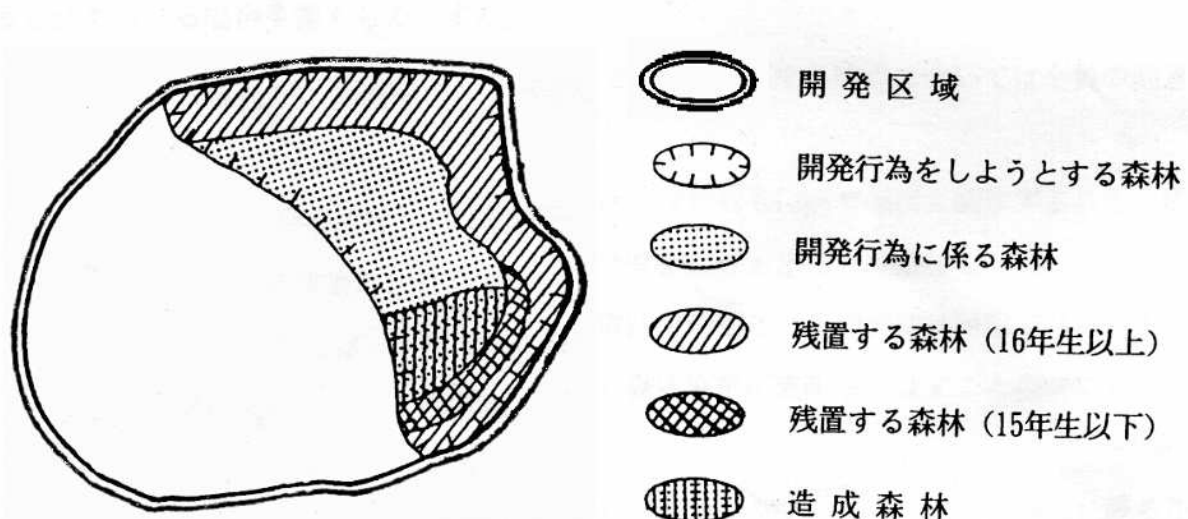
また、施設に付帯する伐採地について、植栽又は天然更新により生育した立木が、標準伐期齢に達する前に再伐採を予定するなど、森林として継続的に管理されない場合（森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林届出書で、市町村森林整備計画に適合しないもの）についてもこれに含まれます。（例：太陽光発電施設、スキー場等）

- ④ 「**残置する森林**」とは、土地の形質の変更等を行わないで保全される森林のことをいいます。

ただし、「**残置森林率**」とは、残置森林のうち15年生以下の若齢林を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいいます。

また、「**森林率**」とは残置森林及び造成森林の合計面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいいます。

- ⑤ 「**造成森林**」とは、土地の形質の変更等を行った後に植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所は除きます。



(3) 同一地区の開発で、林地開発許可と保安林解除の申請を同時に提出する場合に重複する図面等はその旨明記し、省略することが可能ですから事前に協議してください。



## (1) 林地開發行爲の中止届について

中止届・・・許可を受けた開發行爲を一時中断するとき届け出る手続き

### 中止届の提出

岐阜県森林法施行細則第8条第1項第1号の規定により、当該開發行爲に係る工事を中止しようとするとき、中止届出書を知事に提出しなければならない。(事前に届出)

「林地開發行爲中止届」(県施行細則第5号様式)

必要添付書類(参考)

- ①進捗状況表
  - ②出来高図面
  - ③工事写真
  - ④防災措置の図面
  - ⑤その他(災害発生時の連絡先や責任者の所在を明確にする。)
- ※開發行爲に未着手のとき等は省略できる。

### 中止した後、再開するとき

岐阜県森林法施行細則第8条第1項第3号により、当該開發行爲に係る工事を中止した後再開しようとするとき、再開届出書を知事に提出しなければならない。(事前に届出)

「林地開發行爲再開届」(県施行規則第7号様式)

必要添付書類(参考)

- ・工事工程表

## (2) 林地開發行爲の地位承継について

地位承継・・・許可を受けた開發行爲の行為者が途中で交代すること

### 地位承継届の提出

岐阜県森林法施行細則第12条第1項の規定により林地開発事業者の地位を継承した者は、林地開發行爲地位承継届(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

「林地開發行爲地位承継届」(県施行細則第10号様式)

必要添付書類(参考)

- ①地位承継したことを証する書類
- ②地位承継を受けた者の法人登記簿謄本(法人でない場合、代表者の氏名、規約、その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類)
- ③地位承継を受けた者の事業報告(最近のもの2期)、決算書(決算報告書)(最近のもの2期)、事業決議書、資金計画書、資力を証する書類(残高証明、融資証明等)